

花 葛 蒲 ノ 會 会 報

神社本庁代理人弁護士小川尚史氏による

「総長選任問題に関する判決の解説」を

反面教師に、神社本庁本来の姿を考へる①

【一審判決に

惑わされてはいけない】

「月刊若木」二月号に、表題の解説が掲載されました。読まれた方々の多くは、これまで神社本庁が示してきた常識的な考へ方とは根本的に異なる、異質な解釈であると感じられたのではないでせうか。

その理由は、「神社本庁憲章」（以下「憲章」）を無視し、**統理の指名よりも役員会の決議が優先する**といふ解釈に立ってゐるからです。

この判決を受けて芦原理事は直ちに控訴しました。憲章及び統理の権限を無視する誤った解釈は、間違ひなく法廷で修正さ

れるでせう。

しかし、これは法廷の判断以前に、我々神職がしっかり考へるべき問題です。

「まだ一審判決とはいへ、裁判所が出したことなのだから」といふ戸惑ひや不安を抱く前に、関係者は物事の真偽、是非を見極めてゆかなければなりません。総長選任問題を正しく理解するには、小川弁護士及び一審判決が「判断の前提」としてゐる「宗教法入法」と「神社本庁庁規」（以下「庁規」）のみでなく、以下の視点から解釈しなければならぬと考へます。

①神社本庁憲章との関係を踏まへること



令和5年
4月10日
第10号

②その大前提として、神社本庁の存在の目的、理念を踏まへること

【地裁判決の根本的な誤り】

一審判決は、その判断の理由として、**庁規第四十条五項に「統理のすべての行為は、総長の補佐を得て行はれるものとし、その責任は、役員会が負ふ」とあることを指摘してゐます。**

これについて小川弁護士は、「責任を負はない以上は実質的な判断権限も存在しない、といふ判断」であろうと付言してゐます。

しかし、地裁判決も小川弁護士も、故意かどうかは不明ですが、重大な点に触れてゐません。それは、**庁規第五条の次の条文**です。

この庁規において、「法」とは宗教法入法をいひ、「役員」とは本庁…（略）…にある

てはその責任役員をいひ、（略）

「責任役員」…、つまり、小川

弁護士が引用してゐる役員会とは、「責任役員会」であるといふ点です。法人の「責任役員会」であるといふ点を念頭に置いて、今一度この庁規第四十条五項（統理のすべての行為は、総長の補佐を得て行はれるものとし、その責任は、役員会が負ふ）を解釈すると、役員会が負ふのは、あくまで法人としての「法的責任」であることがわかります。

統理が指名するのは「宗教団体神社本庁の総長（A）」であつて、「宗教法入神社本庁の代表役員（総長のあて職／B）」ではありません。

（A）の指名に「法的責任」は及びません。

また、仮に、「統理が次期総長の指名をするにあたって、現総長が補佐をし、結果的には現総長の意の通りになる…」といふ解釈をするなら、庁規第四十条の定めは、「長期独裁政権」の法的根拠となつてしまひかねません。（それを是認するために小川弁護士を顧問にしてゐるのでせうか。）

「総長の補佐」が、統理の意思を尊重したものであるべきということは、当然のことです。

統理様のもとで

神社界の真姿を顕現しよう

【臨時役員会とは何か？】

その上で、令和四年五月二十八日に開催された臨時役員会とは、いかなる会議なのか考へてみます。

三年に一度の役員改選では、評議員会において新しく選任された理事が、臨時役員会に出席します。しかし、新任理事に責任役員として効力が発生するのは「六月四日から」なので、この時の「臨時役員会」は「責任役員会」としての要件は満たしてゐません。あくまでも、「神社本庁役員その他の機関に関する規程」（次号で解説）に基づいた役員会、言ふなれば「宗教団体神社本庁の役員会」なので

同規程は役員会の役割について、「**庁務の重要事案について審議する**」と定めてあります。かうした性格の臨時役員会で、総長（法人の代表役員）の選任を「決議」することなど、そもそも有り得ないので

次号では、憲章制定の目的、「敬神生活の綱領」と本庁教学、そして庁規の役割について解説します。乞うご期待！

感想文コーナー

【感じたままに…】

「大岡裁きを望む！」

『花菖蒲ノ會会報』第9号を拜読させて頂きました。凡人の視点で大変恐縮ですが、一言所感をお届けさせて頂きたく筆をとらせて戴きました。

福島県の丹治庁長の玉稿の中

「東北地区においては、庁長在任期間が長い順に地区理事を決めてきた慣例があるが、今回の改選においてはこの長い慣例が覆されたのである。福島県にとってまさに**屈辱の出来事**」

というお言葉に、強く心が揺さぶられました。現在、東北地区の地区理事には、宮城県の大田長が選任されていますが、なぜ福島県神社庁長が「屈辱」とおっしゃるのか、大変興味がありました。出来る事なら、もう少しお話を伺いたい…。

こうした「屈辱」をはらむ経緯で選任された役員、そんな役員で構成されている本庁役員会の「多数決」が、判決の中で絶対視され、何よりも優位なのだ

と解釈されている…、これには納得ができません。東京地裁の判決は、役員会の多数決を支持していますが、こ

れはあくまでも「役員会が正常に機能している」という大前提が必要になると思います。大岡越前や遠山の金さんなら、多数決の中身までしつかりと解剖して、正しい判決を下してくれるでしょうに…。控訴審で正されることを祈ります。（江）

神社庁長会での議論

去る三月十七日、神社庁長会において、「月刊若木」の記事内容にとともに、色刷り文字の添付資料も配布され、そこには「最も重要な判断事項」「東京地裁の判決の帰結」として赤色文字で以下の記載がなされました。

- ・ **役員会が総長を実質的に決定する。**
- ・ **統理の指名という行為も、実質的には役員会の判断で行われる。**
- ・ **新たな総長は実質的には既に田中総長に決定されている。**
- ・ **統理におかれては、役員会の判断に基づいて田中総長を指名した** **だかなければならない状況にある。**

この記述は統理様の存在を全面的に否定する暴論である。

統理に対しての「下剋上」の宣言であり、神社が護持してきた神国日本に対するクーデターともいえるものである。

田中暫定執行部（小川弁護士）の主張は、包括宗教法人の責任役員会が絶対権限を持つてゐることである。だが神社界の伝統としてこの権限はみとめられるものではない。

マッカーサー憲法の下に米国の宗教事情を勘案して制定されたといへる宗教法人制度にこびへつらい、この包括法人としての立場と多数決理論（原始的で幼稚な民主主義）にすがって、どうして正しい神国日本が護持できようか。

花菖蒲ノ会では「神社本庁憲章」に基づき、統理様を尊重するべく行動してゐるが、本来は、その「**憲章**」の制定の**基盤**となつた「**不文の法**」として継承されてきた**国と神社の正しい姿**、**神国日本の担い手としての神社の護持が目的**なのである。

そのための敬神尊皇の精神と祭祀の厳修を体現されるのが統理様なのであり、この立場を否定するのは自己破壊の路に踏み込むこととなる。

暫定執行部のこの姿勢は、我が国の文化の基盤となる神社のあるべき姿を否定する重大な破壊的行為であることを広くご理解いただきたい。